

▼希望者には個人番号カードを交付 平成28年1月から交付します

個人番号カードは、希望者に交付するICチップが搭載されたプラスチックのカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面に12桁の個人番号等が記載されています。

個人番号と本人確認の両方を証明できる唯一のカードで、公的な身分証明書として使用できるほか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の電子申請などの行政手続きを行うことができます。

▼個人番号カードの申請方法

通知カードのほかに、個人番号カードの交付申請書が同封されています。個人番号カードを希望する方は、申請書に署名又は記名押印をし、顔写真を貼った上で、返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

平成28年1月以降、「個人番号カード」の準備が整い次第、「交付通知書」を送付しますので、指定された交付場所でお受け取りください（交付時に通知カードは、回収させていただきます）。

なお、初回の交付手数料は無料ですが、紛失などによる再交付の手数料は、有料となります。

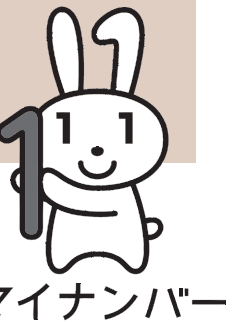


個人番号カード（表面）イメージ



個人番号カード（裏面）イメージ

11月からマイナンバーの「通知カード」を郵送します



北秋田市では、11月から住民票の住所地に個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」を世帯ごとに簡易書留で郵送します。受け取り後は大切に保管し、紛失したりしないようご注意ください。

▼通知カードは全員に送付 平成27年11月から送付します

通知カードは、一人一人の個人番号をお知らせする紙製のカードです。表面に、12桁の個人番号、氏名、住所、生年月日、性別等が記載されています。

通知カードを使用する際の注意

通知カードは、本人に個人番号を通知するため及び個人番号確認のために発行されるものであって、本人確認書類として使えませんので、ご注意ください。 ※通知カードに記載されている住所や氏名に変更がある場合には、市役所窓口で手続きが必要です。



通知カード（表面）イメージ

通知カードが届いたら、まずは確認を

住民票の住所地に、世帯全員分の通知カードを一つの封筒に入れて、世帯主宛てに簡易書留で郵送します。通知カードが届いたら、封筒の内容物に間違いがないか確認をお願いします。

- 通知カード（世帯全員分）
- 個人番号カード交付申請書（世帯全員分）
- 個人番号カード交付申請書の返信用封筒（1部）
- 説明用パンフレット（1部）

※紛失などによる再交付の手数料は、有料となりますので、受け取り後は大切に保管ください。

通知カードが届かない・・・？

通知カードは、簡易書留の「転送不要」で送付するため、次のような場合には通知カードがお手元に届かないことがあります。
 ▶10月5日以降に転居や転出をした場合
 ▶受取人が不在等で手渡せず、一定期間が過ぎた場合

こんな時は

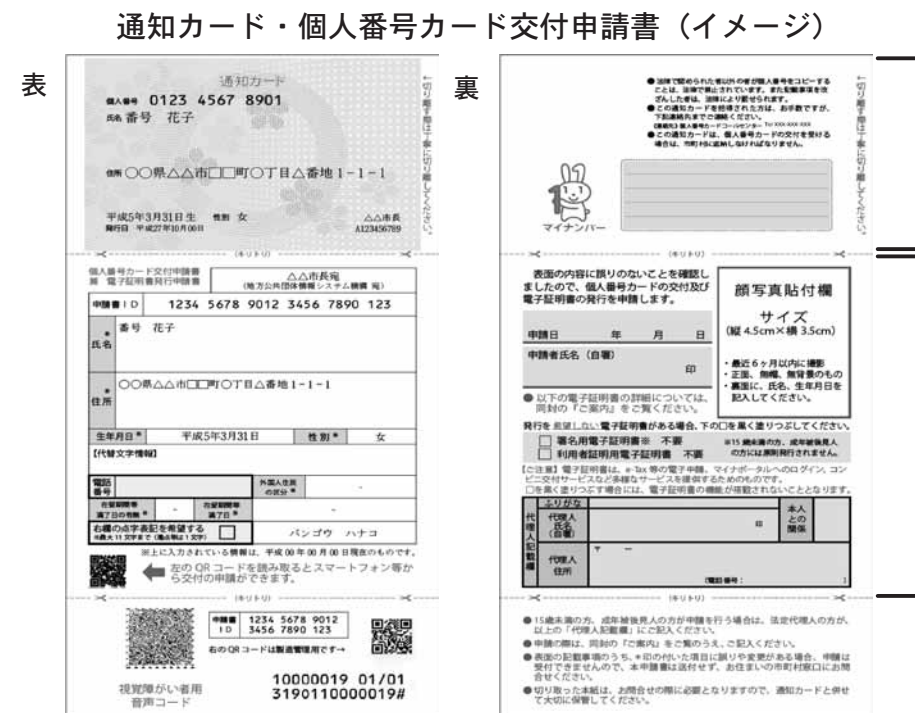


市役所にご連絡ください！

12月中旬までに配達されなかった通知カードは概ね3か月間、市役所で保管しています。
 ※受取方法については、ご連絡をいただいた際に説明します。

【お問い合わせ】 ◎「通知カード」、「個人番号カード」に関すること 市民課市民係 ☎62-1114

◎制度に関すること 財政課電算システム係 ☎72-5234



▶▶▶ 通知カード

申請すると・・・

▶▶▶ 個人番号カード交付申請書

※上部が通知カード、下部が個人番号カード交付申請書になっています。（キリトリ線）から切り離してご使用ください。

【お問い合わせ】 ■国のマイナンバーコールセンター（対応時間 平日午前9時30分～午後5時30分）
 日本語窓口 ☎0570-20-0178 外国語窓口 ☎0570-20-0291

【ホームページ】 ■社会保障・税番号制度のホームページアドレス
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/>
 ■北秋田市のマイナンバー制度紹介ホームページアドレス
<http://www.city.kitaakita.akita.jp/kurashi/index.html>